特定生産緑地指定手続きに関するよくある質問と回答

【特定生産緑地指定意向確認書について】

- **質問1.** 提出期限内に指定意向確認書を提出しなかった場合はどうなるのか。
- 回答1. 今年度において回答が未提出であった方には、来年度も指定意向確認書を送付します。なお、平成4年度指定の生産緑地地区については、令和3年度の指定 意向確認が最後になりますので、ご注意ください。
- 質問2. 指定意向確認書への捺印は、認印でよいか。
- 回答2. 捺印は不要です。
- **質問3.** 生産緑地地区に指定した土地を複数人の名義で所有しているが、指定意向確認書への記名、捺印は全員分必要か。
- 回答3. 指定意向確認書の際には、代表者の記名のみ必要となります。
 - 注:指定意向確認の後に行っていただく特定生産緑地指定申出書提出の際に は、全員の記名、捺印(実印)が必要になります。
- **質問4.** 指定意向確認書に記載されている土地以外にも生産緑地地区を所有している。 追記して提出してもよいか。
- 回答4. 未記載の理由についてさまざまな可能性があり、追記が不要な場合もあります。市都市計画課にご相談ください。
 例)
 - 1.平成6年以降に追加指定された生産緑地地区である。 ⇒ 【追記不要】 (今回の対象は平成4年度及び平成5年度に指定された生産緑地地区です。)
 - 2.生産緑地地区の土地を分筆した。 ⇒ 【追記必要】
- **質問5.** 特定生産緑地に指定されないまま、生産緑地地区指定から30年が経過すると、生産緑地地区でなくなるのか。
- **回答5.** 30年が経過しても生産緑地地区の指定は継続され、建築行為等の規制が継続されますが、これまでと違い、死亡や故障によらず、いつでも買取り申出ができるようになります。ただし、相続税等は現在受けている猶予は継続されますが、次の相続における猶予の適用はできなくなります。固定資産税は5年かけて宅地並み課税となります。

- **質問6.** 指定意向確認書にて、選択肢2又は3を選択した場合は、そこで特定生産緑地 指定に関する手続きは終了するのか。
- **回答6.** 特定生産緑地の指定に関する手続きについては終了になります。
- 質問7. 指定から30年経過した後に生産緑地地区を解除するにはどうすればよいか。
- 回答7. 申出基準日以降に買取り申出の手続きを行ってください。

【特定生産緑地指定意向確認書の添付書類について】

- 質問8. 土地登記簿謄本と公図の写しは、どこで取得できるか。
- 回答8. 二宮町にある法務局(横浜地方法務局 西湘二宮支局)にて取得できます。 (所在地:中郡二宮町二宮1240番地1 電話:0463-70-1125)
- **質問9.** 土地登記簿謄本と公図の写しは、市役所7階の小田原法務局証明サービスセンターで取得できるか。
- 回答9. 土地登記簿謄本は取得できますが、公図の写しは取得できません。
- 質問 10. 土地登記簿謄本と公図の写しを取得する際にかかる費用は。
- 回答 10. 土地登記簿謄本は600円/筆、公図の写しは450円/枚です。
- **質問 11.** 添付する土地登記簿謄本と公図の写しについて、発行より 3 カ月以内の記載があるが、その詳細について知りたい。
- **回答 11.** 意向確認書提出の際には、謄本と公図のコピーを添付していただきますが、特定生産緑地指定に係る申請手続きを行う際には、その原本を添付していただきます。
- 質問 12. 公図の写しを市役所の資産税課で取得できる地籍図で代用はできるか。
- **回答 12.** 代用できません。